

合併の際に代用自己 株式を用いた事例 05.02

制度調査部
堀内勇世

【要約】

- 平成 13 年 10 月の金庫株解禁に伴い、保有する自己株式（金庫株）の処分が厳しく規制されるようになった。
- 処分の方法として、代用自己株式の方法がある。
- これは、合併、株式交換、会社分割において新株の代わりに与えることができるというものである。
- 平成 17 年（2005 年）に入ってからプレスリリースから、合併の際に代用自己株式を用いた事例を、いくつか紹介する。

1．自己株式（金庫株）の処分等の概要

○保有する自己株式（金庫株）の処分等の方法は、現在、次の通りである。

- ・売却処分
 - ～ ただし、商法上、新株発行手続に準じた規制を受ける（公告が必要、有利発行規制に準じた規制を受ける等）（商法第 211 条）（注 1）（注 2）。
- ・代用自己株式
 - ～ 合併、株式交換、会社分割において新株の代わりに与えることができる（商法第 409 条の 2、第 356 条、第 374 条の 19）。
- ・新株予約権の行使時の移転
 - ～ 新株予約権が行使された際に、保有する自己株式（金庫株）を移転することができる（商法第 280 条の 19）（注 3）（注 4）。
- ・端株・単元未満株式の買増制度への対応
 - ～ 定款で端株・単元未満株式の買増制度を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することがある（商法第 220 条の 7、第 221 条の 2）（注 5）。
- ・消 却
 - ～ 商法第 212 条によれば取締役会の決議で消却可能である。

(注 1) 証券取引法の開示関連では、「売出し」として、規制がかかることがある。この点については、「企業内容等開示ガイドライン」の「A 基本ガイドライン」の「二 - 三」には、次の通り記載されている（「証券六法 平成 15 年版」より）。

会社が商法第二一条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、五〇名以上の者を相手方として売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行うときは「有価証券の売出し」に該当することに留意する。

(注 2) 無償とする事例も出てきている。（株主総会の特別決議が必要と思われる。）

(注 3) ここでいう新株予約権（ストックオプションもこの一種）には、新株予約権付社債の新株予約権も含む。

(注 4) 保振機構へ預託している転換社債型新株予約権付社債（CB）の転換分について金庫株を充当できるスキームが、平成 16 年 8 月 23 日から開始されている（平成 16 年 8 月 31 日付日経新聞参照）。

(注 5) 「端株等の買増制度」については以下のレポート参照。

○ 制度調査室情報「端株等の買増制度の商法改正案」（横山淳、2002.4.8 作成）

2 . 合併の際の代用自己株式を用いた事例

○ ここでは、平成 17 年（2005 年）に入ってから適時開示書類（プレスリリース、1 月 4 日～2 月 20 日）で見つけた、「合併の際に代用自己株式を用いた事例」を、いくつか紹介する。なお、計画を発表した段階の適時開示書類（プレスリリース）による。

存続会社 (代用自己株式を用いた会社)	消滅会社	適時開示書類の日付	代用の 程度
日本医薬品工業 (4541)	日本ガレン	H17.1.28	全部
井村屋製菓 (2209)	井村屋乳業	H17.1.31	全部
トーカン (7648)	東海地域スパー本部	H17.2.7	全部